

会津大学固定資産使用料規則

平成18年4月1日規則第6号

改正2019年4月1日規則第5号

(使用料の徴収)

第1条 公立大学法人会津大学（以下「大学」とする。）の施設を使用するとき、施設に設置された備品等により提供されるサービスを使用するとき及び大学の土地又は建物に工作物を設置するときは、この規則の定めるところにより、使用料を徴収する。

(講堂・大講義室・中講義室の使用料)

第2条 講堂、大講義室及び中講義室の使用料の額は、別表1-1のとおりとする。ただし、福島県の機関が講堂、大講義室及び中講義室を使用するときの使用料の額は、別表1-2のとおりとする。

2 理事長は、当該使用が別表1-3に定める減免事由に当たるときは、別表1-3に定める減免の範囲で使用料を減免することができる。

(産学イノベーションセンターの使用料)

第3条 産学イノベーションセンターの使用料の額は、別表2-1のとおりとする。

2 理事長は、当該使用が別表2-2に定める減免事由に当たるときは、別表2-2に定める減免の範囲で使用料を減免することができる。

(体育施設の使用料)

第4条 体育館、プール、武道場、テニスコート及びグラウンドの使用料の額は、別表3-1のとおりとする。ただし、福島県その他の公共的団体が、文化、体育等の活動で前項に掲げる体育施設を使用する場合には、使用料の額は別表3-2のとおりとする。

2 理事長は、当該使用が別表3-3に定める減免事由に当たるときは、別表3-3に定める減免の範囲で使用料を減免することができる。

(工作物を設置する場合の使用料)

第5条 会津大学の土地又は建物に工作物を設置する場合の使用料の額は、別表4-1のとおりとする。

2 理事長は、当該設置が別表4-2に定める減免事由に当たるときは、別表4-2に定める減免の範囲で使用料を減免することができる。

(先端ICTラボの使用料)

第6条 先端ICTラボの使用料の額は、別表5-1及び別表5-2のとおりとする。

2 理事長は、当該使用が別表5-3に定める減免事由に当たるときは、別表5-3に定

める減免の範囲で使用料を減免することができる。

(使用料の納入方法)

第7条 使用料の納入方法は、請求書により指定する納入期限までに所定の銀行口座に振り込むものとする。ただし、平日に限り利用日当日に現金で納入することができるものとする。

2 前項のほか、使用料の納入については会津大学収入規則による。

(使用料の不返還の原則)

第8条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなくなったときはこの限りではない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、使用料に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年8月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の会津大学固定資産使用料規則別表3-3の規定は、平成29年4月1日以降の使用に係る使用料について適用する。

附 則

この規則は、2017年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。